

平成28年度輸入食品等モニタリング計画

I 輸入食品等モニタリング検査実施要領（共通事項）

1 実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 対象

(1) 食品等

ア．別表第1に掲げる食品等とし、次に掲げる食品等については除外する。

(ア) 事故品

(イ) 積み戻り品

(ウ) 税関職員から食品衛生上の問題があるとして連絡のあった食品等

(エ) 初めて本邦に輸入される食品等

イ．登録検査機関、外国公的検査機関の検査成績書の提出があったもの及び輸入食品等事前確認制度で登録された食品等並びに同一食品等の継続輸入として、過去の検査成績書の提出のあるものについても対象とする。

(2) 検査項目

別表第1に掲げる食品群について、厚生労働省令、告示等において定められている項目、添加物、有毒有害物質、病原微生物等とする。

(3) 検査件数

別表第1に示すとおりとし、企画情報課検疫所業務管理室（以下「管理室」という。）から別途指示する各検疫所に割り当てられる各食品群の検査項目及び検査件数により年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

また、例年と比較して輸入量が急増している品目や新規に輸入が認められた品目などの輸入動向、類似品目の食品衛生法（以下「法」という。）違反の状況、輸入届出の原材料・加工方法等の情報に基づき個別に検査の実施が必要と判断される場合にあっては、別表第1によらず検査を実施して差し支えない。

その他、残留農薬等の法違反発見時におけるモニタリング検査の検査頻度を30%に引き上げて強化するものについては別表第2及び当該法違反に関連する製造者、製造所、輸出者及び包装者に対する輸入の都度の自主検査の指導については別表第3による。これらの検査は、強化日から1年間を経過し、又は60件以上の検査を実施して同様の法違反事例がない場合は、通常の監視体制とすることとしており、その都度、別表第2又は別表第3を改正する。

3 検査方法

(1) 検体の採取

法第28条に基づき収去し、別表第4から別表第6により、ロットを代表するものとなるよう食品衛生監視員の判断により無作為に抽出した検査対象から検体を採取する。

なお、検体の採取に当たっては、試験品取扱標準作業書に基づき実施し、採取方法、採取した貨物の形態、表示事項等について、詳細に記録する。

(2) 試験方法

次の試験法のうちから、各食品等の特性に応じ、適切な試験法を選択し、標準作業書に基づき正確かつ迅速に行う。

ア．食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定められた試験法（以下「告示法」という。）

イ．乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に定められた試験法

ウ．部長通知等で定められた試験法

エ．「食品衛生検査指針」に記載された方法

オ．日本薬学会編「衛生試験法注解」に記載された方法

カ．その他A. O. A. C. 法等の信頼できる試験法

なお、試験の実施に当たっては、上記以外の試験法であっても、通知等で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有する試験方法により実施しても差し支えない。

4 試験実施機関への検体の送付

各検疫所で採取した検体は、試験を行うために適切な保存状態を保持し、管理室からの別途通知及び検疫所で締結した受託契約に基づき各試験実施機関へ送付する。

なお、検体の送付に際しては、検体の授受及び試験検査が円滑に行われるよう送付先の担当者と事前に十分調整を行う。

5 結果の報告

モニタリング検査において法違反が発見された場合は、輸入者に対して貨物の流通状況を確認するよう指導するとともに、食品衛生法違反連絡書により当室まで速やかに連絡する。

6 その他

(1) 検査対象の抽出

モニタリング検査は、輸入届出に対し無作為に抽出を行い、届出重量が少量のものに偏ることや、輸入者の申出等により省略することのないよう配慮する。

(2) ばら積み貨物からの検体採取

穀類、豆類等のばら積み貨物については、輸入者に対し、貨物の搬入前に届出を行うよう指導する等、あらかじめ十分な時間的余裕をもって輸入状況を把握する。

また、検査対象とする貨物の採取が可能な時間、場所、同一ホールドの貨物の動向等について情報を入手した上、速やかに採取計画を策定し、輸入者に通知する。

(3) 加工食品（簡易な加工を除く。）の残留農薬検査

ア．採取検体のうち、半量を均一に粉砕して製品での検査に供し、残り半量は未粉砕の状態で保管しておく。

イ．検査の結果、残留農薬を検出した場合にあっては、その検出原因を確認し、原材料の残留基準値、配合割合、製造加工方法等を考慮の上、規格基準への適合性を判断する。

ウ．製品からの検出原因が不明な場合又は製品での検査が実施困難な場合にあっては、物理的に分離可能な原材料毎に個別に検査を実施する。

(4) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいずれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸

入者に交付して差し支えないこととするが、法違反が判明した場合に速やかに当該食品の流通状況調査及び回収措置等が可能となるよう、輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努め、その時点で把握している販売計画を提出するよう指導する。

Ⅱ 畜水産食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 畜水産食品及びその加工品

ア．食肉（内臓を含む。）

イ．食肉製品

ウ．チーズ及びその他乳・酪農製品

エ．蜂に関連した食品（ハチミツ、ローヤルゼリー、花粉等）

オ．水産食品（魚類（ウナギ、サケ・マス、ヒラメ等）、水産動物類（エビ、イカ、タコ等）、貝類等）

(2) 検査項目、検査件数等

ア．抗菌性物質等

検査項目は別表第7のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は別表第1に示すとおりとする。

イ．残留農薬

検査項目は別表第8のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は別表第1に示すとおりとする。

なお、鯨肉については、検査件数を59個体とする。

ウ．その他

(ア) 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

検査件数は、二枚貝（貝柱のみのホタテ貝は除く。）178件、二枚貝以外の貝類29件とする。

(イ) 水銀

検査件数は、魚介類299件とする。

(ロ) PCB

検査件数は、牛肉59件、豚肉59件、魚介類147件とする。

(ハ) フグ混入

検査件数は、カワハギ乾製品5件、アンコウ切り身5件とする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

ア．抗菌性物質等、残留農薬（高度な加工食品を除く。）、水銀、PCB、麻痺性貝毒、下痢性貝毒及びフグ混入については、別表第4の検査項目「畜水産食品の残留有害物質等」の欄による。

イ．採取した検体は、原則として冷凍状態で試験実施機関に送付する。

(2) 試験方法

以下に示す検査項目以外のものについては、告示法又は「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号、以下「残留農薬等通知法」という。）により試験を実施する。

ア．抗生物質

「輸入畜水産食品の有害物質モニタリング検査実施要領」（平成6年7月13日付け衛乳第113号）中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改定）」によることとし、陽性と判定された検体については、同通知中の「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改定）」により試験を実施する。

なお、上記の方法により陽性と判定されたものについては、物質名の同定及び定量を行う。

イ．残留農薬

加工食品（簡易な加工を除く。）にあつては、「食品中に残留する有機リン系農薬に係る試験法について」（平成20年3月7日付け事務連絡）により試験を実施する。

ウ．ストレプトマイシン

ハチミツについては、「平成14年度輸入食品等モニタリング検査の実施について」（平成14年3月29日付け食監発第0329005号）中の別紙2により試験を実施する。

エ．麻痺性貝毒、下痢性貝毒

麻痺性貝毒については、「貝毒の検査法等について」（昭和55年7月1日付け環乳第30号）により試験を実施する。

下痢性貝毒については、「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」（平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号）により試験を実施する。

オ．水銀

「魚介類の水銀の暫定的規制値について」（昭和48年7月23日付け環乳第99号）により試験を実施する。

カ．PCB

「食品中に残留するPCBの規制について」（昭和47年8月24日付け環食第442号）で示される分析法により試験を実施する。

キ．フグ混入

「輸入魚類加工品のフグ種鑑別検査法について」（平成23年9月6日付け食安輸発0906第1号）により試験を実施する。

Ⅲ 農産食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 農産食品及びその加工品

ア. 野菜

イ. 果実

ウ. 穀類（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米を含む。）、豆類及び種実類

エ. 茶

(2) 検査項目、検査件数等

ア. 残留農薬

検査項目は、別表第 8 のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は、別表第 1 に示すとおりとする。

イ. アフラトキシン

検査件数は、別表第 1 に示すとおりとする。

ウ. パツリン

検査件数は、りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）59件及び原料用りんご果汁 119件とする。

エ. デオキシニバレノール（以下「DON」という。）

小麦を対象として、管理室から別途指示する対象船舶について検査を実施する。

オ. カドミウム及びその化合物

検査件数は、米 119件とする。

カ. 鉛及びヒ素

検査件数は野菜（ばれいしょ、トマト、きゅうり及びほうれんそうに限る。）119件、果実（なつみかん、なつみかんの外果皮、りんご、日本なし、もも、いちご及びぶどうに限る。）119件、米の鉛119件とする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

ア. 残留農薬（米を除く。）

別表第 4 の検査項目「農薬」の欄又はばら積み貨物の方法による。

イ. 米の残留農薬、アフラトキシン、カドミウム及びその化合物、鉛

別表第 6 による。

ウ. アフラトキシン（米を除く。）

別表第 5 又はばら積み貨物の方法及び「アフラトキシン検査における検体採取について」（平成23年 9 月22日付け食安輸発0922第 1 号）による。

エ. パツリン

別表第 4 の検査項目「パツリン」の欄の②又は③の方法による。

オ. DON

別表第 4 の検査項目「DON」の欄又はばら積み貨物の方法による。

(2) 試験方法

ア. 残留農薬

固相抽出による残留農薬一斉分析法、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

なお、固相抽出による残留農薬一斉分析法により試験を実施し、検出された値が

残留基準値を超える疑いがある場合には、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

ただし、加工食品（簡易な加工を除く。）にあつては、「食品中に残留する有機リン系農薬に係る試験法について」（平成20年3月7日付け事務連絡）により試験を実施する。

イ．アフラトキシン

「総アフラトキシンの試験法について」（平成23年8月16日付け食安発0816第2号）に示された試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められるその他の方法により試験を実施する。

ウ．パツリン

「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」（平成26年12月22日付け食安発1222第5号）により試験を実施する。

エ．DON

「デオキシニバレノールの試験法について」（平成15年7月17日付け食安発第0717002号）により試験を実施する。

3 その他

(1) 米の検査の留意点

ア．1の(1)のウ．中のミニマム・アクセス輸入米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条及び第31条に定めるものであり、関税化米とは、主要食糧需給及び価格の安定に関する法律第34条に定める納付金を納めて輸入されるものである。

イ．同一ロット（米の種類（玄米、精米、砕精米、うるち米、もち米等の別）、生産国、輸入者及び本船が同一のもの。）のうち貨物が最初に積み降ろされる港（以下「一次港」という。）において検査を実施する。このため、一次港で実施した同一ロット貨物の検査結果については、一次港を管轄する検疫所がそれ以降の港を管轄する検疫所へ適宜連絡する。

ウ．植物防疫法に基づくくん蒸が実施される場合にあつては、輸入者に対し、当該くん蒸剤に係る自主検査を実施するよう指導する。

エ．検体採取時の異物検査については、「輸入米中に混入するヒルガオ科植物種子取扱要領について」（昭和32年4月26日付け衛食第81号）を留意の上、実施する。

オ．検査の結果、コーデックス基準における最大基準値である0.2ppmを超えて鉛が検出された場合、輸入者に対し積み戻し等を指導すること。

(2) DONの検査結果の取扱い

検査の結果、「小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について」（平成14年5月21日付け食発第0521002号）に示す暫定的な基準値を超えた場合にあつては、同通知記の3に基づき、輸入者に対して輸入、販売等の自主規制等の措置について指導を行う。

Ⅳ 病原微生物のモニタリング検査実施要領

Ⅳ－１ 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオの検査

１ 実施期間及び対象

(1) 検査強化対象食品

ア．実施期間

平成28年 6 月 1 日から同年10月31日まで

イ．対象食品

(ア) 平成27年度の検疫所におけるモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められた食品。

a．フィリピン産食用ウニ

b．タイ産食用えび

c．タイ産食用ゆでがに

(イ) 平成27年度のモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められなかった食品のうち、平成26年度に法違反が認められた食品。

韓国産食用アカガイ

(ウ) 1 (2) の食品において法違反と判断された場合には、当該輸出国の当該食品については、以後、1 (1) 「検査強化対象食品」として取り扱う。

(2) 検査強化対象食品以外の食品

ア．実施期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

イ．対象食品

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）により、腸炎ビブリオの成分規格が設定されているゆでだこ、ゆでがに（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。）、生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）。

(3) 検査項目

腸炎ビブリオ

(4) 検査件数

上記 1 (1) の対象食品のうち、イ．(ア) 及び(ウ) については、当該期間中は全ての輸入届出について、また、イ．(イ) については、当該期間中は輸入届出の30%について実施する。ただし、平成28年 3 月31日付け生食輸発0331第 1 号「食品衛生法第26条第 3 項に基づく検査命令の実施について」の別表 6 に掲げる製造者を除く。

当該期間以外の期間は、上記 1 (2) の食品とともに、別表第 1 の水産加工食品「病原微生物」で定める項目別件数の範囲内で行う。

２ 検査方法

(1) 検体の採取

別表第 4 の検査項目「微生物」の欄による。

(2) 試験方法

告示法により試験を実施する。なお、腸炎ビブリオの試験法中「同定方法」及び「同等以上の性能を有すると認められる試験法」については、平成13年 6 月29日付け食基発第23号により試験を実施する。

3 その他

(1) 検査対象の抽出

上記 1 (2) の食品の検査については、食品の種類、輸出国、加工施設、輸入者、過去の検査結果等を十分に考慮し、生食用ウニ、貝類等、汚染の高いと思われる食品を中心に、特に夏期において効率的に実施する。

(2) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいずれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、上記 1 (1) に該当する食品については、食中毒発生の未然防止に資するため、当該検査結果が判明するまで、生食用として消費者等の小売り段階への販売を行わないよう輸入者に対して指導する。

(3) 基準値以内の腸炎ビブリオが検出された場合の取扱い

生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）については、検査の結果、腸炎ビブリオ最確数が100/g以下であっても、3.0/g以上検出された場合にあっては、腸炎ビブリオの増殖による食中毒発生の未然防止に資するために、国内における保管、流通時等における保存基準の厳守を指導するとともに、当該食品による食中毒が発生した場合に当該食品の遡り調査が速やかに行われるよう、流通状況について厳格な把握に努めることを輸入者に対して指導する。

(4) 衛生管理の指導

「輸入生食用むき身ウニ及びアカガイの安全確保について」（平成15年9月19日付け食安監発第0919007号）も参考とし、輸出国の製造所における加工基準の遵守、食品の輸送時及び保管時における保存基準の厳守、製造所が異なる食品については製造所毎に別ロットとして輸入届出を行うこと等、衛生管理の指導の徹底を図るよう輸入者に対して指導する。

IV-2 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオ以外の検査

1 対象

(1) 畜水農産食品及びその加工品

ア. 食肉（内臓を含む。）

イ. 食肉製品

ウ. チーズ及びその他乳・酪農製品

エ. 鶏卵製品・その他卵製品

オ. 水産食品（魚類（サケ・マス、ヒラメ等）、水産動物類（エビ、イカ、タコ等）及び貝類等）

カ. 野菜

キ. 果実

ク. 穀類（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米を含む。）、豆類及び種実類

(2) 検査項目及び検査件数

ア. 腸管出血性大腸菌

検査件数は、牛肉 598件、馬肉 59件、非加熱食肉製品 59件、ナチュラルチーズ 598件、加熱せずに表皮も食する野菜 598件、加熱せずに表皮も食する果実 299件、漬け物野菜 299件とする。

イ. リステリア・モノサイトゲネス

検査件数は、加熱せずに食する非加熱食肉製品 299件、ナチュラルチーズ（容器包装に入れたあと加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱するものを除く。） 598件、その他乳・酪農製品 299件とする。

ウ. ノロウイルス

検査件数は、生食用二枚貝 299件、二枚貝以外の生食用貝類 59件とする。

エ. A型肝炎ウイルス

検査件数は、生食用二枚貝 299件、二枚貝以外の生食用貝類 59件、加熱せずに表皮も食する果実 299件、無加熱摂取冷凍食品（果実加工品）（製造工程において加熱工程があるものを除く。） 59件とする。

オ. サルモネラ属菌

検査件数は、加熱せずに食する非加熱食肉製品 59件、加熱食肉製品 598件、ナチュラルチーズ 299件、アイスクリーム 59件、鶏卵製品・その他卵製品 59件、生食用魚介類 598件、無加熱摂取冷凍食品（水産物）598件、落花生及びナッツ類（加熱せずにそのまま食するものに限る。） 299件、無加熱摂取冷凍食品（農産物） 299件とする。

カ. 赤痢菌

検査件数は、生食用魚介類 299件、無加熱摂取冷凍食品（水産物、農産物） 各299件とする。

キ. *Kudoa septempunctata*

検査件数は、冷凍以外の生食用養殖ヒラメ 299件とする。

ク. 黄色ブドウ球菌

検査件数は、非加熱食肉製品 59件、加熱食肉製品 598件とする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

ア. 別表第4の検査項目「微生物」の欄による。

イ. *Kudoa septempunctata*については、冷凍状態で試験実施機関に送付する。

(2) 試験方法

ア. 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157

「腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法について」（平成26年11月20日付け食安監発1120第3号）により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O104の検査法について」（平成26年11月20日付け食安輸発1120第1号）により試験を実施する。VT遺伝子陽性の場合は、血清型の確認を行うこと。

イ. リステリア・モノサイトゲネス

A. O. A. C. (OMA) の認証を受けた簡易測定装置による試験法（以下「リステリア簡易試験法」という。）又は、「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」（平成26年11月28日付け食安発1128第3号、以下「リステリア通知法」という。）により試験を実施する。

なお、「リステリア簡易試験法」において検出した場合は、リステリア通知法の別紙1に示す「リステリア・モノサイトゲネス定量試験法」により試験を実施する。

ウ. ノロウイルス

「ノロウイルスの検出法について」（平成15年11月5日付け食安監発第1105001号）により試験を実施する。

エ. A型肝炎ウイルス

「A型肝炎ウイルスの検出法について」（平成21年12月1日付け食安監発1201第1号）により試験を実施する。

オ. サルモネラ属菌

A. O. A. C. (OMA) の認証を受けた簡易測定装置による試験法（以下「サルモネラ簡易試験法」という）又は、生食用魚介類については、「サルモネラ属菌試験法」（平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)）の方法、その他の食品については、「食品衛生検査指針微生物編」Ⅱ. 第2章4「サルモネラ」1(1)に記載された方法により試験を実施し、O群陽性の場合は、必要に応じ、追加試験等について別途指示する。

なお、「サルモネラ簡易試験法」において陰性と判定できない場合にあっては、上記の検査方法により試験を実施する。

カ. 赤痢菌

「赤痢菌の試験法について」（平成14年1月9日付け事務連絡）により試験を実施する。

キ. *Kudoa septempunctata*

「*Kudoa septempunctata* の検査法について」（平成28年4月27日付け生食監発0427第3号）により試験を実施する。

ク 黄色ブドウ球菌

「黄色ブドウ球菌の試験法」（平成5年3月17日付け衛乳第54号）により試験を実施する。

3 その他

検査の結果、陽性と疑われる場合は、管理室を通じて当室に連絡すること。

V 遺伝子組換え食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 安全性未審査の遺伝子組換え食品

- ア. 米及びその加工品
- イ. 菜種及びその加工品
- ウ. パパイヤ及びその加工品
- エ. 小麦
- オ. ばれいしょ及びその加工品

(2) 検査項目及び検査件数

ア. 63Bt、NNBt及びCpTIコメ

検査件数は、米及びその加工品（米を主原料とするもので、米粉、ビーフン等、未加熱又は加熱の程度が低いもの） 299件とする。

イ. RT73 *B. rapa*

検査件数は、菜種及びその加工品 5件とする。

ウ. PRSV-YK、PRSV-SC及びPRSV-HN

検査件数は、パパイヤ及びその加工品（パパイヤが分別可能なものに限る。） 299件とする。

エ. MON71700及びMON71800

検査件数は米国産小麦 59件とする。なお、管理室から別途指示する対象船舶について検査を実施する。

オ. E12、F10及びJ3

検査件数は、ばれいしょ及びその加工品（ばれいしょを主原料とするもので、フライドポテト、ポテトチップス等） 59件とする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」（平成24年11月16日付け食安発1116第4号）により検体を採取する。

ただし、米（米の加工品を除く。）について、残留農薬等と併せて試験を実施する場合には、検体採取量の合計を2kgとする。

(2) 試験方法

「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」（平成24年11月16日付け食安発1116第4号、最終改正：平成28年8月24日付け生食発0824第3号）により試験を実施する。

3 その他

米の検査は、Ⅲの3の事項に留意する。

VI 放射線照射食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 畜産物、水産物及び農産物

「放射線照射された食品の検知法について」（平成19年7月6日付け食安発第0706002号、最終改正：平成24年9月10日付け食安発0910第2号）において示されている食品。

(2) 検査項目及び検査件数

放射線照射の有無について検査を行う。検査件数は、別表第1に示すとおりとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第4の検査項目「放射線照射」の欄による。

(2) 試験方法

「放射線照射された食品の検知法について」（平成19年7月6日付け食安発第0706002号、最終改正：平成24年9月10日付け食安発0910第2号）により試験を実施する。

3 その他

(1) 標準線量の照射

試料への標準線量の照射は、次の機関に依頼する。

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

〒590-0481 大阪府泉南郡熊取町朝代西1丁目950番地

TEL 072-452-3901 FAX 072-453-3559

(2) 検査結果の取扱い

検知された場合は、法第11条第2項違反として措置するとともに、輸入者に対し、製造国及び原料の生産国における放射線照射の有無等について確認を行う。

Ⅶ 放射性物質のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 対象食品

牛肉、豚肉、鶏肉、アヒル肉、その他生鮮畜産食品、乳製品、ハチミツ、ゼラチン、ビーフエキス、鳥獣エキス、きのこ及びきのこ乾製品、ベリー類及びベリー類加工品（濃縮加工品、ピューレ、ペースト、シロップ漬け、原料用果汁等）、香辛料及び茶（不発酵、半発酵、発酵、茶の代用品）

(2) 対象地域

ヨーロッパ地域（トルコ及び旧ソ連のウラル山脈以西をいう。）等から輸入されるもの。

(3) 検査項目及び検査件数

放射性物質について検査を行う。検査件数は、別表第 1 の成分規格等の範囲とする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第 4 の検査項目「放射性物質」の欄による。

(2) 試験方法

平成24年 3 月15日付け食安発0315第 5 号「食品中の放射性物質の試験法について」又は、平成24年 3 月 1 日付け事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」により試験を実施すること。

Ⅷ 計画輸入貨物のモニタリング検査実施要領

1 検査の実施

(1) 初回届出時の検査

法施行規則第32条第4項に定める輸入手続きによる農産食品等については、初回届出時に必ず現場検査及び残留農薬等に係る検査を実施する。なお、自主検査成績書が添付されており、残留農薬に係るモニタリング検査が省略できると考えられる場合等にあつては、管理室を通じて当室まで照会する。

(2) 貨物情報の確認

到着予定年月の前月に輸入者に連絡し、輸入年月日、荷捌予定、通関業者等検査に必要な情報を確認する。また、貨物が本船通関される場合には、円滑な採取が行えるよう輸入者と十分に調整した後、搬入港を所管する検疫所が採取を実施する。

2 検査対象の抽出

初回届出がなされた検疫所においては、輸入者から提出された輸入計画に基づき、以下の頻度を目安に、輸入時期、生産地域等を勘案し、モニタリング検査を実施する。

なお、対象貨物が他の検疫所が担当する港に搬入される場合には、当該検疫所と協議して計画を策定する。

輸入計画における年間輸入件数 (2回目以降)	モニタリング件数 (2回目以降)
11 ～ 40	1
41 ≤	2

3 その他

上記2の検査は、同一ロットの貨物が複数の港に積み降ろされ、当該貨物が法違反となった場合、大量の貨物を速やかに措置する必要があることから、一次港において実施するよう配慮する。